

八ッ場ダム群馬裁判判決に対する抗議声明

2009年6月26日

- 1 本日、前橋地方裁判所は八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下しました。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下に述べるように原告らの主張を退けました。

記

- (1) まず本件判決は、被告群馬県企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認することを求める訴えを却下しました。
- (2) 次に本件判決は、
- ・ 利水について、群馬県においては確度の高い水需要予測がされていないこと、群馬県における水需要が少なくとも現時点においては減少傾向にあることがうかがわれるのであり、新たにダムを建設することなく、必要な水を供給することは概ね可能であるとの見解にも理由があることを認定したにもかかわらず、八ッ場ダムによる水源確保が必要であるとする被告らの主張が著しく合理性を欠き、その裁量の範囲を逸脱して違法ではないと認定してしまいました。
 - ・ 治水について、八ッ場ダムが群馬県内の利根川流域で生じる水害の発生を防止するという目的に照らして不必要であることをうかがわせる証拠はない、昭和22年9月のカスリーン台風により大きな損害を被った群馬県として、起こり得る大規模な洪水に万全な備えをするという判断も十分あり得るのであり、少なくともこれを著しく不合理であって違法であるということとはできない、として原告の主張を採用しませんでした。
 - ・ 危険性について、危険性が放置されたままの、許されない危険な事業であるということをおうかがわせるに足る証拠はない、として原告の主張を採用しませんでした。
- 2 こうした本件判決の判断は、原告らの主張をまともに受け止めようとせず、5月11日の東京地方裁判所の八ッ場ダム判決を焼き直したものに過ぎず、行政が進める公共事業の無駄遣いを司法の立場からチェックしようとして、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかなりません。
- 3 本件判決は、司法の役割を放棄した不当な内容ですから、原告らは東京高等裁判所に控訴手続きを行うとともに、他都県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引き続き戦い続けることを表明します。

八ッ場ダムをストップさせる群馬の会原告団
八ッ場ダムをストップさせる群馬の会弁護団